

京都市訓令甲第 9 号

庁 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条の表を次のように改める。

副 市 長	担 任 事 務
塚 本 副 市 長	環境政策局、行財政局（防災危機管理室、財政部及び税務部を除く。）、総合企画局及び産業観光局に属する事務並びに市会、人事委員会及び農業委員会に関する事務
平 口 副 市 長	行財政局（財政部及び税務部に限る。）、都市計画局、建設局、会計室、消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務
藤 田 副 市 長	行財政局（防災危機管理室に限る。）、文化市民局、保健福祉局、区役所、区役所支所及び上下水道局に属する事務並びに教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員に関する事務

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、エネルギー政策に関する事務は塚本副市長が、総合特区、国家戦略としての京都創生及び財政改革に関する事務は平口副市長が、国際化推進に関する事務は藤田副市長が担任する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（行財政局人事部人事課）